

【 検査 】

147 原発性胆汁性胆管炎に対する α -フェトプロテイン（AFP）の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

原発性胆汁性胆管炎（原発性胆汁性肝硬変）に対するD009の「3」 α -フェトプロテイン（AFP）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

原発性胆汁性胆管炎は、病因・病態に自己免疫学的機序が想定される慢性進行性の胆汁うっ滞性肝疾患である。ウイルス性肝炎に比べれば肝細胞癌の発現率は低いが、正常の人に比べると高く、肝細胞癌に関しては、AFPが早期発見の指標となる旨、「原発性胆汁性胆管炎の診療ガイドライン（2017年）」に示されている。

以上の点を考慮し、「原発性胆汁性胆管炎」は、旧称が原発性胆汁性肝硬変であり、厚生労働省通知[※]に示された疾患（肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎）と同様と考え、原則認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について